6次産業化サポート事業実施要領

制定 平成 26 年 4 月 1 日 25 食産第 4902 号 一部改正 平成 27 年 4 月 9 日 26 食産第 4397 号 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 27 食産第 5558 号 一部改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 食産第 5819 号 全部改正 平成 30 年 3 月 29 日 29 食産第 5447 号 農林水産省食料産業局長通知

第1目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄のIの1の(1)の6次産業化中央サポート事業及びIIの1の(1)の6次産業化地域サポート事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業の実施に関し必要な事項

事業の実施に関し必要な事項については、次の1及び2に掲げる事業ごとに、 別記に定めるところによるものとする。

- 1 6次産業化中央サポート事業 別記1
- 2 6次産業化地域サポート事業 別記2

第3 報告又は指導

事業承認者(実施要綱第5の1の事業承認者をいう。)は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第4 その他

- 1 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に ついては、本事業の助成対象としない。
- 2 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地 実行価格により算出するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 6次産業化推進支援事業実施要領(平成25年5月16日付け25食産第646号農 林水産省食料産業局長通知)は廃止する。

3 2に掲げる通知により平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業実施要領(平成 24 年 4 月 20 日付け 24 食産第 63 号農林水産省食料産業局長通知)は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成26年度までに実施した事業については、な お従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例 による。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例 による。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例 による。

6次産業化中央サポート事業

第1 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1のIの(1)の事業実施主体の欄の1の食料産業局長が別に 定める者は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業及び第2の2の6次産業 化事例収集・情報発信事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、事業化共同体(コンソーシアム)及び法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。)

(2) 第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、 公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組 合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、公社及び事業化共同 体(コンソーシアム)

- (3)第2の4の外食・中食等における国産食材活用促進事業 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益 社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法 人、企業組合、事業協同組合及び特認団体
- 2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の事業実施 計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に 提出して、その承認を受けるものとする。
- 4 1の(1)及び(2)の事業化共同体(コンソーシアム)は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は1の(1)又は(2) に掲げる者(事業化共同体(コンソーシアム)を除く。)であること。
 - (2) 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第2 事業の内容等

事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 6次産業化中央サポートセンター事業

農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)の6次産業化、農商工等連携又は地産地消(以下「6次産業化等」という。)の取組を全国的な視点でサポートするため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、(1)から(7)までの取組を実施する。

- (1) 6次産業化中央サポートセンターの設置
 - 6次産業化等の相談窓口となる拠点を設置し、6次産業化に取り組む農林 漁業者等の経営の発展段階に即した様々な課題に対応するための支援を行 う。
- (2)検討委員会の開催及び6次産業化プランナーの選定

学識経験者等を委員とする検討委員会を設置・開催し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家(以下「6次産業化プランナー」という。)による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

検討委員会の検討を踏まえて、6次産業化プランナーの選定方針、業務内容、 旅費、謝金等を定めた基準(以下「選定基準」という。)を作成する。選定 基準は、次のア及びイを満たすよう作成すること。

- ア 新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定可能な基準であること。
- イ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の対象となる案件の 組成を進めるため、ベンチャー設立に係る法務及び金融に係る専門的な知 識及び経験を有する者を選定することができるような基準であること。

また、公募により募集した民間の専門家の中から、専門性や経験を踏まえ、 6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する6次産業化プランナーを専門分野別に審査・選定するとともに、その活動評価を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費等

- (3) 6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営
 - (2)で選定された6次産業化プランナーを登録する6次産業化人材活動バンクを設置し、運営する。また、6次産業化プランナーを紹介するウェブサイトの作成、6次産業化プランナーの活用を促す広報活動に必要なパンフレットの作成、都道府県の6次産業化サポートセンター(別記2の第1に規定する6次産業化サポートセンターをいう。以下別記1において「都道府県サポートセンター」という。)の責任者等を参集した連絡会議の開催等を行う。

(補助対象経費)

ウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、通信機器費、通 信運搬費、資料印刷費、パンフレット等作成費、管理運営員手当・旅費等

(4) 6次産業化サポート活動支援

都道府県サポートセンターと密に情報共有を行いながら、高い専門性が必要で都道府県サポートセンターでは対応が困難な取組や、都道府県域を超える広域的な取組を行う農林漁業者等に対して、6次産業化プランナーを派遣し、指導・助言、案件の発掘を行うとともに、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画のフォローアップを行う。

こうした支援のため、6次産業化中央サポートセンターに相談窓口を設置 し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報 発信、人材派遣等の日程調整及び進行管理を行う。

また、6次産業化プランナーの派遣に当たっては、以下の取組を実施する。 ア 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ(別記様式2)を作成する。

相談者カルテには、農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次 産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題や相談内容を記録 し、これに対する改善策の提案等の情報を整理するものとする。

相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、都道府県サポートセンターと連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの(以下「営業秘密」という。)の提供について、あらかじめ相談者本人の同意を得た上で、都道府県サポートセンターと共有するものとする。

イ 満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣 先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等につい て、満足度調査(別記様式3)を行う。

ウ 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが 作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係るイの満足度調査の結果 に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価(別 記様式4)を行う。

エ 派遣後の取組状況の調査

前年度に6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査(別記様式5)を行い、その結果を取りまとめる。

また、調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに事後フォローを行うものとする。

オ 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別記様式6及び別記様式7により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により食料産業局長へ提出するものとする。

また、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

(補助対象経費)

6次産業化プランナーの派遣に要する謝金、旅費、講師謝金・旅費、本事業を実施するために活動する管理運営員の手当・旅費等

2 6次産業化事例収集・情報発信事業

6次産業化等の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の事例を収集し、検討委員会で選出された優良事例の表彰式及び発表会を開催する。

また、情報誌の発行等による情報提供を行い、農林漁業者等に対して広く普及・啓発を図る以下の全ての取組を実施する。

(1)検討委員会の開催

検討委員会を開催し、事例の募集に係る方針を検討・作成し、応募のあった事例から優良事例の選出を行う。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、委員謝金・旅費、資料印刷費、通信運搬費等

(2) 事例の募集

検討委員会の方針に基づき、事例募集の要領等を作成し、事例の募集を行う。

(補助対象経費)

募集要領等作成費、ポスター作成費、資料印刷費、通信運搬費等

(3) 事例の現地調査、取りまとめ

(2)により応募のあった事例について、現地調査及び取りまとめを行うとともに優良事例の事例集を作成し、関係機関へ配布を行う。

(補助対象経費)

委員謝金·旅費、資料印刷費、調查員手当·旅費、資料印刷費、事例集作成費、通信運搬費等

(4)優良事例の表彰式、発表会の開催

検討委員会で選出された優良事例の表彰式、発表会を開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、講師謝金・旅費、資料印刷費、試食品調理費、参加募集のポスター作成費、通信運搬費等

(5) ホームページの構築

6次産業化の取組を広く普及・啓発を図るためホームページを構築して、 事例募集等に関する情報発信を行う。

(補助対象経費)

ホームページ構築・運用に必要な手当、通信運搬費等

(6)情報誌の編集・発行による情報提供

6次産業化の取組事例の調査を行うとともに、6次産業化に関わる様々な業界の動向や支援施策、交流会、シンポジウム等のイベント情報等を調査し、これらの取りまとめを行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の6次産業化の関係者や消費者に対し、情報誌の発行(少なくとも年3回)やソーシャルメディア等による情報発信を定期的に行うことにより、情報提供を行う。また、調査結果のデータ等を農林水産省に提供し、農林水産省がホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア等で行う情報発信に活用するための協力を行う。

(補助対象経費)

現地調査の手当・旅費、アンケート調査費、情報誌発行に要する経費、ソーシャルメディア等での情報発信に要する経費等

(7)報告書等の作成

上記の(1)から(6)までにより実施した取組を報告書として取りまとめ、事業成果の報告を食料産業局長に対して行う。

(補助対象経費)

報告書作成費、印刷費

3 6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するため、 事業化に必要な市場調査等を支援する。

(補助対象経費)

調查員手当·旅費、文献購入費、資料作成費、委員謝金·旅費、会場借料、報告書作成費、消耗品費、通信運搬費、分析費、機材機器賃料等

4 外食・中食等における国産食材活用促進事業

外食・中食産業において地場産食材の活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、以下の(1)から(4)までの取組のうち、(1)及び(4)を含む3つ以上の取組を行う。

(1) 産地懇談会の開催

生産現場に外食・中食事業者が出向き、生産現場等の視察、農林漁業者等 との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を全国の複数の産地におい て開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、現地移動費、事務局旅費・人件費、 資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(2) 都市部懇談会の開催

全国各地の農林漁業者等がブースを出展し、外食・中食事業者との意見交換会やマッチング等を実施する懇談会を都市部(首都圏、大阪市及び名古屋市に限る。)において1回以上開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、資料作成費、通信運搬費、出展者旅費、事務局人件費、アンケート調査費等

(3) シンポジウムの開催

外食・中食産業における地場産食材活用等について、優良事例や課題等を 内容としたシンポジウムを開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、講師旅費・謝金、資料作成費、通信運搬費、事務 局人件費、アンケート調査費等

(4) 食材に係る情報受発信体制の整備

各地の地場産食材に関する情報及び外食・中食事業者のニーズ等の情報を 収集し、収集した情報をウェブサイト等を活用して、外食・中食事業者や農 林漁業者等に対して発信することにより、相互に必要な情報を緊密に共有で きる体制の整備を図る。また、(1)から(3)までにより実施した取組を 報告書として取りまとめ、外食・中食事業者や農林漁業者等を含む関係者へ 配布し、事業成果を周知する。

(補助対象経費)

外食・中食事業者のニーズ把握、食材生産情報や流通課題等の調査を実施する調査員等の手当・旅費、調査集計費、情報受発信体制整備のためのウェブサイト改修等費、報告書作成費等

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成34年度までとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であ

ること。

- (4) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業にあっては、事業実施計 画が次のアからエまでを満たすものであること。
 - ア 相談窓口となる拠点に、本事業を的確に遂行するための人員、能力等を 有した事務局体制が構築されるものであること。
 - イ 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。なお、6次産業化プランナーの選定に当たっては、前年度に6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績があり、派遣実績の評価結果に特段の問題が認められないとされた者は引き続き6次産業化プランナーとして選定しても差し支えないものとする。
 - ウ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)並びに同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示及び大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化サポート活動支援の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。
 - エ 国内に常設する拠点を1か所以上設けていること。
- (5) 第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業にあっては、次に掲げる全て の事項を満たすものであること。
 - ア 事業実施主体及び事業実施に関わる全ての関連事業者が事業実施に必要な関係法令の許認可を取得しており、又は取得することが確実と見込まれること。
 - イ 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られて いること。
 - ウ 農林水産業・農山漁村に賦存する資源を活用した新産業の創出に貢献し、 地域における6次産業化等の活動に貢献し得る取組であること。
 - エ 先進技術の活用等により市場ニーズに即した新商品又は新たなサービス を創出する取組であること。
- 2 事業の実施に関する留意事項
 - 本事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。
- (1) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業においては、次のアから エまでに定めるところに従い、適切な進行管理を行うものとする。
 - ア 農林漁業者等が求める支援内容に十分対処できるよう国、都道府県、都 道府県サポートセンター、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、支援対 象事業活動支援団体(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成 24 年法律第83号)第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団

体をいう。)、株式会社日本政策金融公庫等との連携を図るものとする。

- イ 翌年度に事業実施主体が変更される場合においても、支援活動を後年度 にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び6次産業化プ ランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。
- ウ 特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体(その委託先を含む。エにおいて同じ。)及び6次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- エ 事業実施主体及び6次産業化プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- (2) 第2の2の6次産業化事例収集・情報発信事業の実施に当たっては、優良事例の収集等を行う地域を管轄する地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。)及び都道府県担当部局との連携を図りつつ実施するものとする。
- (3) 第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業にあっては、食料産業局長が 都道府県等に事業の成果を普及しようとする際には事業実施主体はこれに 協力するものとする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の食料産業局長が別に定める事業実施計画は、別記様式9により作成し、食料産業局長に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げると おりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の1の1の(1)の6次産業化中央サポート事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲 げる事項を事業実施計画の別記様式9の別添の「第1 総括表」の「事業の委 託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。ただし、 委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式9)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

2 事業化の報告

第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業の事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式10により事業化報告書を作成し、事業終了年度の翌年度の6月末までに食料産業局長に提出するものとする。

第7 その他

- 1 事業実施主体(事業の一部を委託する場合は委託先を含む。以下この項において同じ。)が、本事業の成果により得た特許権等の知的財産権は、以下の条件を確認するための別記様式 11 により作成する確認書を食料産業局長に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。
 - (1) 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得の後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式12により報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとすること。
- (2) 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとすること。
- (3) 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとすること。
- 2 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合又は利用を 許諾する場合には、食料産業局長の承諾を得るものとし、かつ、譲渡又は利用 の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定め るものとする。

6次産業化地域サポート事業

第1 事業の内容等

支援対象地域(都道府県ごとの地域をいう。以下同じ。)における農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)の6次産業化、農商工等連携又は地産地消(以下「6次産業化等」という。)の取組をサポートするため、6次産業化サポートセンターを設置し、以下の全ての取組を実施する。また、交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 都道府県6次産業化サポートセンターの設置

支援対象地域に6次産業化等の相談窓口となる拠点を設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、農林漁業者等の6次産業化等の取組を支援する。

2 検討委員会の開催及び6次産業化プランナーの選定

学識経験者等を委員とする検討委員会を設置・開催し、6次産業化等に取り 組む農林漁業者等に対する民間の専門家(以下「6次産業化プランナー」とい う。)による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

検討委員会の検討を踏まえて、6次産業化プランナーの選定方針、業務内容、 旅費、謝金等を定めた基準(以下「選定基準」という。)を作成する。選定基 準は、新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化 等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資 する専門的な知識、経験及びコミュニケーション能力を有する者を選定可能な 基準とする。

また、本検討委員会において、公募により募集した民間の専門家の中から、 専門性や経験を踏まえ、6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談等に 対応する6次産業化プランナーを専門分野別に審査・選定するとともに、その 活動評価を行う。

3 6次産業化サポート活動支援

6次産業化等に取り組む農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信を行う。2で選定された人材を6次産業化プランナーとして登録し、派遣を行うとともに、6次産業化プランナーの派遣の日程調整及び進行管理・派遣を行う。

また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画(以下「総合化事業計画」という。)のフォローアップを行う。

さらに、6次産業化プランナーの派遣に当たっては、以下の取組を実施する。

(1) 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を

図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ(別記様式2)を作成する。相談者カルテは、原則として別記様式2を使用するものとするが、別記様式2において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。

相談者カルテには、農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題や相談内容を記録し、これに対する改善策の提案等の情報を整理するものとする。

相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、事業実施主体が6次産業化中央サポートセンターと連携して支援を 行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報及 び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業 活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの (以下「営業秘密」という。)の提供について、あらかじめ相談者本人の同 意を得た上で、6次産業化中央サポートセンターと共有するものとする。

(2)満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査(別記様式3)を行う。

(3) 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係る(2)の満足度調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価(別記様式4)を行う。

(4)派遣後の取組状況の調査

前年度に6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査(別記様式5)を行い、その結果を取りまとめる。

また、調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行う とともに事後フォローを行うものとする。

(5) 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別記様式6及び別記様式7により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により事業承認者に提出するものとする。

また、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、 相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を 国に提供するものとする。 (補助対象経費)

選定委員会開催費(委員謝金・旅費等)

6次産業化サポート活動実施費(6次産業化プランナー謝金・旅費等)

取組状況調査費 (アンケート印刷費、集計整理賃金等)

事業推進費(企画推進員手当·旅費等)

事業管理運営費(管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通 信運搬費、情報提供費、消耗品費等)

第2 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画が次のアから工までを満たすものであること。
 - ア 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。なお、6次産業化プランナーの選定に当たっては、前年度に6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績があり、派遣実績の評価結果に特段の問題が認められないとされた者は引き続き6次産業化プランナーとして選定しても差し支えないものとする。
 - イ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化サポート活動支援の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。
 - ウ 事業を実施する支援対象地域に1か所以上の常設の拠点(支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に常時連絡を取ることが可能な事務所等)が設置されていること。
 - エ 農業系支援組織(「農業経営法人化支援総合事業実施要綱」(平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3471 号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の「農業経営に関する相談体制」等)及び商工系支援組織の関係機関(以下「関係機関」という。)や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。

なお、関係機関との連携体制は、関係機関と同一の実施組織への委託、 関係機関との連携協定の締結や定期的な合同会議の開催等により構築するものとする。

- 2 本事業の実施の留意事項
 - 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
- (1)翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び6次産業化プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。
- (2)特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体(その委託先を含む。(3)において同じ。)及び6次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (3) 事業実施主体及び6次産業化プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- (4) 経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- (5) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の 適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課 長通知)に基づき、算定するものとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の食料産業局長が別に定める事業実施計画は、別記様式13により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げると おりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 6により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 成果目標

次の(1)から(3)までに掲げる全ての項目について、定量的な成果目標 を設定することとする。

なお、成果目標の設定にあたっては、支援対象地域を管轄する地方農政局等 (北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。)の 施策推進と整合を図ることができるよう、あらかじめ地方農政局等と連携し、 検討すること。

- (1)総合化事業計画の認定件数の増加
- (2)株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号)第23条第1項に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援決定に伴う総合化事業計画の認定件数及び同項に基づき支援決定された対象事業活動支援団体の支援決定に伴う総合化事業計画の認定件数の増加
- (3) 6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等の課題解決率
- 4 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用 した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支 払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(5の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)
- (5) 都道府県職員の人件費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施 に要した経費であることを証明できない経費
- 5 事業の着手
- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
 - ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化地域サポート事業に関する交付決定前着手届(別記様式14)を事業承認者に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第4 事業実施状況の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業実施状況の報告書(別記様式15)を作成し、報告を受けた年度の9月末までに事業承認者に報告するものとする。報告に当たっては、事業実施計画(別記様式13別添)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。

2 事業実施状況報告書の項目

1の事業実施状況の報告書は、次に掲げる項目について、定量的な根拠に基づいて具体的に作成するものとする。

- (1) 事業の実施状況に関する一般的な項目 別記様式13に規定されている項目
- (2) 事業の効果及び改善方策に関する項目 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方策
- (3) その他必要な項目
- 3 事業実施主体に対する指導

事業承認者は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況 について、その内容を点検し、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果 を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。

この場合において、事業承認者は当該指導の内容を点検した年度の 12 月末 までに食料産業局長に報告するものとする。

4 事業実施主体に対する報告徴収

事業承認者は、事業実施主体に対し、1の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

別記様式1(別記1の第1の3)

6次産業化サポート事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月~月)
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直 近3か年の事業計画、収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

サポートセンター入力欄	相談者No.		版数	更新日	
	相談者カルテ承認者				

平成 年度 6次産業化サポートセンター 相談者カルテ

【 I. 相談者の基本情報シート】

フリガナ				
会社名又は氏名				
フリガナ				
代表者				
	部署•役職	フリガナ		
担当者		氏名		
所在地	T	-		
電話番号				
携帯番号				
FAX番号				
電子メール				
ホームページ				
サポートセンターへの 派遣申請のきっかけ				
業種	□ 農業 □ 林業 □ 漁業	・水産業 その他		
経営区分	□ 法人 □ 個人 □ 農業	禁協同組合等の団体 □ (壬意団体 🗌 その	他
設立年度		資本金		百万円
従業員数	(常時雇用者数) 名 (臨時雇用者数) 名	直近売上高 (全体)		百万円 丰 月期)
全体の事業概要 (要約)				
	1次(生産)	2次(加工)	3次(流	t通·販売)
6次産業化の取組概要 (要約)	1次(生産)	2次(加工)	3次(流	充通·販売)
	1次(生産)	2次(加工)	3次(流	充通·販売)
(要約)	1次(生産) 3			充通・販売) 月~ 年 月)
(要約) 連携事業者の取組概要		□ 申請準備中 □ 詰	恩定済み (年	

【Ⅱ. 支援報告シート】

平成〇〇年度 派遣	回数	回目					
	平成	年	月	日	:	~	:
					(必要に	こ応じて行を追	かします。)
相談者名	(事業者)						
プランナー名							
派遣同行者	□ あり(詳細)	□ なし					
場所							
具体的な相談内容							
課題						今後の対応	
題やその原因についてまと	めます。)	と、その根拠につい す。)	で具体的に記				
				(複数の課	題がある場	易合は、行を追	」加します。)
		備考•	連絡事項等				

	支援を行った内容の分類	
□ 1.農林水産物の生産技 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等	□ 9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等	□ 17.輸出
② 2.農林水産物の加工技 (例)製造方法、包装方法、設備導入等	10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等	□ 18.経営管理
3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等	□ 11.小売(例)販売店舗運営、通信販売運営等	19.資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)
4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案	□ 12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等	②20.6次産業化事業体の設立 (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等	□ 13.補助事業の情報収集	□ 21.雇用·人材育成
□ 6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等	□ 14.他事業者とのネットワーク (例)連携先開拓等	□ 22.申請書類等の作成
7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等	□ 15.法令(例)知的財産等	□ 23.農業観光
■ 8.ブランディング(例)付加価値を高める工夫等	□ 16.宗教(例)ハラル等	□ 24.農福連携
		□ 25.その他 (内容)

【Ⅲ. 相談者の取組概要シート】		平成	年	月	日 現在		
			(相談内容に	応じて、必要な部	分を記入します。)		
			(支援を	重ねるごとに情報	とを上書きします。)		
1. 農林水産物等の生産・販売体制							
取扱い農林水産物等の分類							
□ 1.野菜 □ 2.	果樹	3.畜産物	4.米	5.水産	物		
		3.茶	9.麦類	10.蕎麦	Ę		
□ 11.花き □ 12	2.野生鳥獣	3.その他					
取扱い農林水産物等 栽培品	面積 収穫量	出荷先		特徴•	課題		
11 14 7 74 A 31				(), 	/=.>. ># 4		
栽培面積合計				(必要に応じて	行を追加します。)		
特記事項							
		(売上げに関する)	吉報があれば	「四支状況シー」	 ト」に記入します。)		
2. 新商品の開発・生産・販売体制			מארט מארט				
①新商品の開発について							
テーマ・商品名	開発のた	めの現状分析		商品の櫻	 【 要		
	(市場・自社・競合の)状況について)		(コンセプト・価格・販路・宣伝方法につい			
			て)				
			(複数の取	組がある場合は、	行を追加します。)		
			(加工	品の写真があれば	ば、添付します。)		
②新商品の生産体制について							

テーマ・商品名	商品の生産体制
	(加工施設・設備・生産管理・品質管理等)

(複数の取組がある場合は、行を追加します。)

③新商品の販売体制について

の利用品の販売体制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
テーマ・商品名	商品の販売体制
	(販売方法・販売先・販売管理等)
	(必要に応じて行を追加します。)

(売上げに関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

3. 経営管理について

性呂官性について	
(経営管理体制、資金調達等につ	ういて)
総合化事業計画の 認定の有無	□ 総合化事業計画の認定を受けた(平成 年 月 日認定) 又は申請する予定である□ 総合化事業計画の申請をする予定がない。□ 農商工等連携の認定を受けた又は申請する予定である。
補助事業の活用	□ 農林水産省の6次産業化に関する補助事業等を活用している又は検討している。 □ 補助事業の活用は検討していない。 □ 農林水産省以外の補助事業を活用している又は検討している。 (詳細)
農林漁業成長産業化ファンド の活用	□ 農林漁業成長産業化ファンドを活用している。□ 農林漁業成長産業化ファンドの活用を検討したい。□ 農林漁業成長産業化ファンドの活用は検討していない。
輸出への対応状況	□ 輸出を行っている。□ 輸出に向けて検討している。□ 輸出に向けての検討はしていない。

(収支に関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

【IV. 事業全体の収支状況シート】

平成	年	月	日現在

(相談内容に応じて、必要な部分を記入します。)

(支援を重ねるごとに情報を上書きします。)

		_		ı				ı					
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
売上	高(※)												
経営	費												
	人件費												
	減価償却費												
	変動費												
営業	利益												
経常	· 利益												
所得	:												
純利	益												
流動	資産												
流動	負債												
自己	資本												
総資	産												
長期	借入金												

(※)売上高の内訳として、農林水産物等及び6次産業化の新商品のそれぞれの売上高を記載します。 また、必要に応じ、行を追加して記入します。

備	考

コメント (自由回答)

コメント (自由回答)

8

あなたの相談に対する企画・提案の内容は、役に立ちましたか。

サポートセンター入力欄	相談者No.	プランナーNo.	
タル ドピング 人が加州	管理者		

平成 年度 6次産業化プランナーに関する満足度調査

本調査は、当サポートセンターから「6次産業化プランナー」の派遣を受けた事業者の方を対象に、「6次産業化プランナー」の活動内容を把握するために実施しているものです。 差し支えのない範囲でアンケート項目に御回答いただき、当サポートセンターまで御返信いただきますよう、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

	事業者名								
62	マ産業化プランナー への相談内容	-							
プ	ランナー訪問日時		年	月	日	:	•	~	:
Q. *	今回の6次産業	化プラン	ナーの相記	炎対応につ	ついて、教	えてくた	ごさい 。		
						満足度	(あてはま	そるもの1	つに0)
						満足	おおむ ね満足	やや 不満	不満
	•					(3点)	(2点)	(1点)	(0点)
	挨拶や言葉遣い、	対応はきちん	しとしていまし	たか。					
1	コメント(自由回答)								
	訪問の際の時間や	約束事は守	られていまし	たか。					
2	コメント(自由回答)								•
	事前の調整や情報 か。	収集など、	寺間の有効活	用に配慮され	いていました				
3	コメント(自由回答)								
	誠意をもち、熱心に	対応してい	ましたか。						
4	コメント(自由回答)								
	あなたの相談につ	いて、正しく	理解してくれま	したか。					
5	コメント(自由回答)								
	あなたの相談に対	する専門知語	識は十分でした	たか。					
6	コメント(自由回答)								
	あなたの相談に対か。	する企画・提	案の説明は分	分かりやすい	ものでした	_		_	

			はい	いいえ		
	6次産業化プラ					
9	コメント(自由回答)					
	6次産業化プラ をされましたか。	ンナーから、相談内容とは無関係に、宣伝、勧誘、あっせんその他の行為				
10	コメント (自由回答)					

Q.今回の6次産業化サポートセンターの対応について、教えてください。

			はい	いいえ			
	6次産業化サポ						
11	コメント(自由回答)						
	あなたの相談内容に対し、適切な6次産業化プランナーが派遣されましたか。						
12	コメント (自由回答)						

Q.今後の支援に関する要望について教えてください。

			はい	いいえ							
	今後、6次産業化プランナーによる支援を希望しま	すか。									
13	コメント (自由回答)										
	(13で「はい」と回答した方) 6次産業化プランナーによる支援を希望する専門分野について、あてはまるもの全てに〇をつけます。										
	1.農林水産物の生産技術 ^{(例) 栽培方法、収穫方法、栽培品種等}	13.補助事業の情報収集									
	2.農林水産物の加工技術 ^{(例) 製造方法、包装方法、設備導入等}	14.他事業者とのネットワーク (例)連携先開拓等									
	3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等	15.法令 (例)知的財産等									
	4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案	16.宗教 (例)ハラル等									
	5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等	17.輸出									
	6.新商品の販路開拓 (例) 販売先、商品の提案方法等	18.経営管理									
14	7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等	19.資金調達 (農林漁業成長産業化フ: 策金融公庫の融資を含む)	アンドや日本政								
	8.ブランディング (例)付加価値を高めるエ夫等	20.6次産業化事業体の設立 (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等									
	9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等	21.雇用•人材育成									
	10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等	22.申請書類等の作成									
	11.小売 (例) 販売店舗運営、通信販売運営等	23.農業観光									
	12.サービスの提供 (例) 飲食店舗運営、観光等	24.農福連携									
	25.その他 (自由回答)										

<御意見・御要望等がございましたら、御記入願います。>									

御協力ありがとうございました。

平成 年度 6次産業化プランナーの活動実績一覧表

サポートセンター名	
6次産業化プランナー登録者数	

氏名	専門分野 ^{※1}												平成 年度 派遣回数	一 平成 年度 活動評価結果 [※]													
八石	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	派遣回数	加到計圖和未 2

(必要に応じ、行を増やして記入願います。)

※1 専門分野 (選択肢)・・・・・各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「〇 」を付けます。(複数選択可)

1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等

2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等

3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等

4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案

5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等

6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等

7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等

8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等

9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等

10.生産管理 (例)エ場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)

11.小壳 (例)販売店舗運営、通信販売運営等

12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等

13.補助事業の情報収集

14.他事業者とのネットワーク(例)連携先開拓等

15.法令 (例)知的財産等

16.宗教 (例)ハラル等

17.輸出

18.経営管理

19. 資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)

20.6次産業化事業体の設立(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等

21.雇用•人材育成

22.申請書類等の作成

23.農業観光

24.農福連携

25.その他

※2 平成 年度の活動評価結果 (選択肢)

- 1.問題なし
- 2.問題あり
- 3.派遣実績が無いため、評価を行いません

サポートセンター入力欄	相談者No.	プランナーNo.	
リハートセンダー人力懶	管理者		

6次産業化プランナー派遣後の農林漁業者等の取組状況調査

		派遣年月日	平成		年	月		日							
	Ī	事業者名													
		相談内容													
1.	· 平原	戈 年度に6次産	業化プラ	ンナーの	派遣に。	よる課題角	解決の状	況につい	て						
		相談した内容について	課題解決	に至った。			:	相談した内容	容について一部	『の課題	夏は解決	に至った	0		
		相談した内容について	課題解決	こ至らなか [.]	った。			□ 相談した内容について継続中							
		(詳細)													
2	. 6次	ζ産業化プランナ-	-の派遣	による助	カ言につし	ハて									
		助言は十分であった。 (詳細)		助言の一	部が役に立	こった。		助言は役は	立たなかった。		助言	に基づき	取組中		
3.	. 6次	産業化の取組に	対する会	徐の課	題や6次	/産業化フ	^プ ランナー	一へのご頽	意見等につり	いて					
4	. 6次	産業化の取組の	状況につ	ついて											
		総合化事業計画 認定の有無	の	=		画の認定を勢			日認定)	又は申	請する予	定である	3.		
	農	商工等連携事業計 認定の有無	計画の			の認定を受(計画の申請			日認定)又は	申請す	る予定で	である。			
	補助事業の活用			□農林	水産省以		業を活用し	する補助事業を活用している又は検討している。 E活用している又は検討している。 ない。							
				(41.147											
	農林	林漁業成長産業化: の活用	ファンド	□農林	漁業成長	産業化ファン産業化ファン産業化ファン	ノドの活用を	を検討したい							
		輸出への対応状況	況	□ 輸出		る。 診討している。 検討はして!									

平成 年度 6次産業化プランナー登録者について

サポートセンター名	
更新日	平成 年 月 日
登録者数	名

<6次産業化プランナー一覧表>

п. д							専 門 分 野 ^{※1}										前年度の									
氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				16		19	20	21	22	23	24	25	25を選択した場合、 その内容を具体的に記載	前年度の 派遣実績 ^{※2}

(必要に応じ、行を増やして記入すること。)

※1 専門分野 (選択肢) ・・・・各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「○」を付けます。(複数選択可)

1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等

2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等

3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等

4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案

5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等

6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等

7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等

8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等

9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等

10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)

11.小壳 (例)販売店舗運営、通信販売運営等

12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等

13.補助事業の情報収集

14.他事業者とのネットワーク(例)連携先開拓等

15.法令 (例)知的財産等

16.宗教 (例)ハラル等

17.輸出

18.経営管理

19. 資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)

20.6次産業化事業体の設立(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等

21.雇用•人材育成

22.申請書類等の作成

23.農業観光

24.農福連携

25.その他

※2 前年度の派遣実績 (選択肢)

- 1.派遣実績あり(引き続き登録)
- 2.派遣実績あり(一旦登録を終了し、選定を経て再登録)
- 3.派遣実績なし(登録実績あり。選定を経て再登録)
- 4.派遣実績なし(新規登録)

平成 年度 6次産業化プランナーの派遣実績について (第 四半期)

<派遣実績>・・・個別相談会への派遣実績を含む

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
派遣回数(延べ人数)**1													
	うち認定事業者への派遣回数(延べ人数)**1												
派遣先数(事業者数)													
	うち認定事業者数												

4~6月	合計	4~9月合計	4~12月合計	4~3月合計
	0	0	0	(
	0	0	0	(
% 2		% 2	% 2	% 2
% 2		% 2	% 2	% 2

	<頒考>	
,		
0		
0		

※1 派遣回数(延べ人数):1人の6次産業化プランナーが1事業者に対し、1日(時間は問わない)派遣された場合に1回とカウントすること。2人同時に派遣された場合には、2回とカウントすること。

※2 四半期ごとの派遣先数(事業者数)の合計:1事業者に対し、複数の月にまたがって6次産業化プランナーが複数回派遣された場合、1事業者とカウントすること。

<相談内容別派遣実績※3>

<備考>

、旧队门沿700000大阪 /	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10.6	6月合計	4~9月合計	4~12月合計	4~3月合計	「25.その他」の内容詳細等に
1 曲针表交换の失文针体 (60.46)	4月	э Н	0月	7月	8月	971	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6	0月百計	4.09万亩計	4~~12月百計	4~3月百計	ついて記入。
1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等														0	0	0	0	
2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等														0	0	0	0	
3. 新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等														0	0	0	0	
4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案														0	0	0	0	
5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等														0	0	0	0	
6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等														0	0	0	0	
7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等														0	0	0	0	
8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等														0	0	0	0	
9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等														0	0	0	0	
10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)														0	0	0	0	
11.小壳 (例)販売店舗運営、通信販売運営等														0	0	0	0	
12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等														0	0	0	0	
13.補助事業の情報収集														0	0	0	0	
14.他事業者とのネットワーク (例)連携先開拓等														0	0	0	0	
15.法令 (例)知的財産等														0	0	0	0	
16.宗教 (例)ハラル等														0	0	0	0	
17.輸出														0	0	0	0	
18.経営管理														0	0	0	0	
19.資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)														0	0	0	0	
20.6次産業化事業体の設立 (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等														0	0	0	0	
21.雇用·人材育成														0	0	0	0	
22.申請書類等の作成														0	0	0	0	
23.農業観光														0	0	0	0	
24.農福連携														0	0	0	0	
25.その他														0	0	0	0	
	l .	l	1	l		1			1	l	l		<u> </u>			l		<u> </u>

^{※3} 重複可(1回の派遣において、相談内容が複数含まれていた場合は、複数の相談内容項目にそれぞれ1回とカウントすること。)

別記様式8 (別記1第2の1の(4)、別記2第1の3の(5)関係)

番 号 年 月 日

印

(事業承認者) 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

「平成 年度6次産業化プランナー登録者について」等の提出について

6次産業化サポート事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4902号食料産業局長通知)別記1第2の1の(4)に基づき、別添のとおり別記様式6「平成年度6次産業化プランナー登録者について」及び別記様式7「平成年度6次産業化プランナーの派遣実績について」を提出します。

(注) 6次産業化中央サポートセンター事業を実施する場合は下線部を「別記1第2の1の (7)」に基づく提出とし、6次産業化地域サポート事業を実施する場合は「別記2第 1の4の(5)」に基づく提出とすること。

別記様式9 (別記1第5の1、第5の3, 第6の1関係)

番号年月

(事業承認者) 殿

 所在地

 団体名

 代表者
 氏
 名
 印

平成 年度6次産業化中央サポート事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」を添付すること。
 - 2 事業の変更、中止又は廃止の場合には「第5の1」とあるのは、「第5の2」とする。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度6次産業化サポート事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第 2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。この場合には「第5の1」とあるのは、「第6の1」とする。

第1 総括表

			負 担	区分		
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助金	事業実施主体	事業の委託	備考
		千円	千円	千円		
					(1)委託先	
					(2) 委託する	
					事業の内容	
					及びそれに	
					要する経費	
合	計					
	F.'					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表 106 次産業化サポート事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

/ -		ᆂᄣᅩ	- 44	
(7	١)	事業の	日的	ı

- (2) 事業の効果(本事業の実施による効果及びその検証方法)
- (3) 事業実施主体の概要及び添付資料
 - ① 事業実施主体の概要
 - ア名称
 - イ 主たる事務所の所在地
 - ウ 代表者名
 - 工 構成員数
 - 才 従業員数
 - 力 設立年月日
 - ② 添付書類
 - ア 定款又はこれに準ずる規約
 - イ 役員等名簿
 - ウ事業計画、収支予算書、収支決算書等
 - エ その他食料産業局長が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

\bigcirc	組織の休玄図	(重業宝協・	・経理その他管理体制)	١
(I /		1 1 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / / 	(N+V+ (V/III, E V+ V+IIII)	,

② 年間計画

主な事業内容	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月

(5) 事業の内容

① 6次産業化中央サポートセンター事業

T	車業	目	標
/		н	475

事業目標(達成すべき成果)
成果(実績)
注1:事業目標(達成すべき成果)欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること

注1:事業目標(達成すべき成果)欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。 (定量的な目標例:6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等の課題解決率、 広域的な案件の発掘件数等)

注2:成果(実績)欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連携体制図	備	考

注: 都道府県サポートセンター等との連携体制、役割分担を記入すること。

ウ 実施方針

実	施	方	針	備	考

エ 検討委員会の開催

名称	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

オ管理運営員の設置

設置時期	氏 名	所属 (役職)	活動内容	備考

カ	6 次産業ルプランナ	一の强定其淮の内穴

ſ		

4	6次産業化プラ	1 1 D	水红化牛
4	りが性悪化ノブ	Z 7 - 0)	

(ア) 公募

時 期	公募の方法	備考

注: 印刷物により公募を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

(イ) 書類審査

時 期	書類審査の方法	備考

注: 応募する者に提出させる履歴書その他の書類の様式を添付すること。

(ウ) 面接

時 期	面接の方法	備考

ク 6次産業化プランナーの専門分野別登録予定人数

専門分野	登録予定人数	備考

ケ 6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営

時 期 設置方法		登録する内容	備考

コ 活動パンフレットの作成・配布等6次産業化支援の取組の周知を図る広報活動

時 期	広報活動方法	

注: 備考欄に活動パンフレットの印刷部数を記入すること。

サ 都道府県サポートセンターを参集した連絡会議の開催

時期	会 議 の 内 容	備考

シ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

項目	内 容	備考
利用目的の特定		
利用目的による制限		
書面等による直接取得時の利		
用目的の明示		
情報内容の正確性の確保		
保存期間		
情報の安全管理措置		
6次産業化プランナー及び事		
務局職員の監督		
委託先の監督		
第三者提供の制限		
保有情報の開示、訂正、利用		
停止		
苦情処理		

注:「内容」の欄を記入するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)並びに同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示及び農林水産 省大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、記載すること。

ス 6次産業化プランナーの秘密保持

注:6次産業化プランナーとして登録する者に対して提出を求める秘密保持に関す る誓約書の様式を添付すること。

セ 6次産業化サポート活動支援の内容

	1 井江科士校の中央					
	人材活動支援の内容					
	計画			実	績	
・普及原	啓発・相談件数		• 普 <u>》</u>	及啓発・相談件数		
① 5	プランナー等の派遣を通じた個別	旧談件数	1	プランナー等の派遣	置を通じた個別相談件数	
		○○件			○○件	
2 #	目談対応を通じた簡易な助言等		2	相談対応を通じた簡	簡易な助言等	
		○○件			○○件	
・広域的	的な案件の発掘件数		 広境 	域的な案件の発掘件数	¢	
① (00000	○○件	1	000000	○○件	
2 (00000	○○件	2	000000	○○件	
・総合化	・総合化事業計画認定者に対するフォローアップ		• 総台	合化事業計画認定者に	対するフォローアップ	
件数			件数			
① (00000	○○件	1	000000	○○件	
2 (00000	○○件	2	000000	○○件	

ソ 6次産業化プランナーの評価

時 期	評 価 の 内 容	備考

タ 報告書の作成・配付

作成部数	主な配布先	備考
部		

② 6次産業化事例収集・情報発信提供支援事業

ア 事業目標

事業目標(達成すべき成果)
成果(実績)

注1:事業目標(達成すべき成果)欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。 (定量的な目標例:優良事例発表会参加者の満足度、読者アンケートの満足度等)

注2:成果(実績)欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連	携	体	制	図	備考

注:他の事業者と連携して事業を行う場合には、当該他の事業者の名称、その役割等も記入すること。

ウ 実施方針

連携体制図	備考

工 実施体制

氏 名	所属 (役職)	活動內容	備考

オ 検討委員会の開催

名	称	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
	·					

カ 事例の募集

募集時期	募集方法	募集件数	募集内容	備考

٦.		~ +=	地調杏

調査時期	調査方法	調査件数	調査人数	調査内容	備考

ク 6次産業化の取組に関する実態調査

募集時期	調査方法	調査人数	調査内容	備考

ケ 6次産業化調査結果の普及

時 期	普 及 方 法	備考

注:印刷物により普及を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

コ ホームページの運営方法及び提供情報の内容

運営方法及び提供情報の内容	備考

サ 優良事例の発表会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	開	催	内	容	備考
開催案内の)周知方法						

注:テキスト等を印刷する場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

シ 事例集の作成・配布

作成時期	作成部数	主 な 配 布 先	備考
	部		

ス 報告書の作成・配布

作成時期	作成部数	主 な 配 布 先	備考
	部		

③ 6次産業化・新産業創出促進事業

	(工水10 物工水机) 国
1	事業の目的及び目標
*	本事業の実施により、どのような事業を展開し、農林水産業・農山漁村に関連する資
	源を活用した新産業の創出に関して、どのような成果を実現しようとする事業なのか、
	目的及び目標を記載してください。
2	事業の背景となる市場ニーズ及びこれまでの取組
*	取り組もうとする事業の背景となる市場ニーズの客観的データ等を踏まえて詳し
	記載してください。
*	事業化の可能性について、提案者又は連携先との間における、これまでの検討状況
	を記載してください。
3	事業内容
4	実施方法
5	期待される市場規模
*	本事業の実施により創出しようとする産業について、期待される市場規模等につい。
	記載してください。

④ 外食・中食等における国産食材活用促進事業

ア 事業目標

事業目標(達成すべき成果)	
成果(実績)	

注1:目標(達成すべき成果)欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

(定量的な目標例:懇談会参加者の満足度、成立する見込の高い商談数等)

注2:成果(実績)欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 産地懇談会の開催

開催時期	開催地・ 選定理由	実施項目	参加人数等	実施内容等	備考
		マッチング	出展社数、外食中	内容、アンケート	
			食事業者等別	調査方法等を記	
			外食中食事業者、	載。	
			生産者等別		

ウ 都市部懇談会の開催

開催時期	開催地	実施項目	参加人数等	実施内容等	備考
		マッチング	出展社数、外食中	内容、アンケート	
			食事業者等別	調査方法等を記	
			外食中食事業者、	載。	
			生産者等別		

エ シンポジウムの開催

開催時期	開催地	参加人数等	実施内容等	備考
		外食中食事業者や生	内容、アンケート調査方法等を	
		産者等分けて記載。	記載。	

オ情報収集及び情報発信

項目	情報収集・発信内容等	備考	
・○○に関する情報	※ 情報収集内容、情報収集先、サンプル数、方法、場所、時		
収集	期等を記載。		
• 情報発信	※ 情報発信 WEB サイト等の内容、運営方法、情報発信対象等。		
	印刷物も使用する場合はその内容、発行部数、対象等も記載。		

カ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	備考

年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 印

平成 年度 6 次産業化·新産業創出促進事業事業化報告書

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき、別添のとおり事業化報告書を提出します。

平成 年度 6 次産業化・新産業創出促進事業 事業化報告書

	課	題	名		
1.	事業任	乙計画			
	*	事業但	とに至る	までの年度ごとの事業計画(事業内容)を記述	
	*	事業個	匕目標年	度を明示	
2.	事業化	△計画の)進捗状	況	
3.	今後の)事業(とに向け	た取組	
	*	事業但	と計画を	進めるに当たっての課題及び課題を達成するための	方策を具体的に記
	ì	赴			

※その他参考となる資料があれば添付する。

年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

印

平成 年度6次産業化サポート事業のうち〇〇事業知的財産権等の確認書

(事業実施主体名)は、6次産業化サポート事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4902号食料産業局長通知)別記1第7の1に基づき、(事業承認者)に対し下記の事項を許諾することを確認願います。

記

- 1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成 年度6次産業化中央サポート事業のうち〇〇事業の成果により知的財産権の出願及び取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式12により(事業承認者)にその旨を報告するものとする。
- 2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 3. 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 4. 事業実施主体は、上記2に基づき(事業承認者)に当該知的財産権を利用する権利を許諾したときは、(事業承認者)の円滑な権利の利用に協力する。
- 5. 事業実施主体は、(事業承認者)が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を(事業承認者)に提出する。

年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

印

平成 年度6次産業化サポート事業のうち○○事業特許権等出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願(取得)したので、6次産業化サポート事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4902号食料産業局長通知)別記1第7の1の(1)の規定に基づき、特許権等出願・取得状況報告書を提出します。

記

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

 番
 号

 年
 月

 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名代表者の役職及び氏名

印

平成 年度6次産業化地域サポート事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林 水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更、中 止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として、「別添資料」を貼付すること。
 - 2 事業の変更、中止又は廃止の場合には「第5の1」とあるのは、「第5の2」とする。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。 ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施状況の報告の際、本様式「別添」に準じて事業実施結果の報告書を作成し、 事業実施状況報告(別記様式15)に添付すること。
 - 6 別添については、必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

ファンド出資決定数の

6次産業化プランナー の派遣を受けた農林漁 業者等の課題解決率

(2) 成果目標の検証方法

増加

件

%

件

%

別添	都追附吳	都追桁県名	
1 事業の目的及び効果			
(1)事業の目的			
(2)事業の効果			
2 事業の実施方針			
3 成果目標			
(1) 定量的な目標			
	東米字坛並左序 (字建)	事業実施年度	
	事業実施前年度(実績)	(平成 年)	
総合化事業計画の認定 件数の増加	件	件	

4	事	業内容							
(1)	組織体系図							
)) // IT A I//		3	- == m - w - 11	a Add All All D			
		注:総括企画推進員、企画推進員、経理責任者の配置、その他補助者を含めた組織体制を 整理して記載する。							
(2)	統括企画推進	員及び企画推議	進員の関連業	美務の知見や経験等の有無				
(3)	関係機関との	連携の体制図						
		NA SAL SERVICE	N 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2) \ \\ \					
		注:6次産業化サポートセンターと連携する機関の名称、その役割等を整理して記載する。							
(4)	検討委員会の	開催計画 (活動	方針の検討、	プランナー選定、活動評価等の実	(施)			
` _	,								
		開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考			
(5	`	6 歩き業ルプ	ランナーの選別	学世継の内容	3				
(5)	りが産業化ノ		と基準の四名	<u> </u>				
,	`	and the Mile of the Co	A						
(6)	6次産業化プ	ランナーの登録	录手続					
		注:公募、書類	審査、面接等の手	三続き、手法に	ついて記載する。				

	専門分野			登録予	備考	
6 次産業化サ	ポー	ト活動の計画	画			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
		(4~6月)	(7~9月)	(10~12月)	(1~3月)	
6次産業化プラン の派遣件数(件)	ノナー					
総合化事業計画 認定者に対する フォローアップ	1					
件数(件)	2					
	電話					
企画推進員によ る対応(件)	訪問					
	合計					
注:①には6次産業化プランナーの対応件数を、②には企画推進員の対応件数を記入する。						
6 次産業化フ	6次産業化プランナーの評価の方法					
) 6次産業化プランナー派遣後の調査の方法					
6 次産業化フ	o.= 、	上。泥油丝。	カヨオの上ント	L		

(11) 6次産業化サポートセンターの開設時期(計画) 平成 年 月 日~平成 年 月 日

5 事業費積算書

区分	員数	単価	金額	備考(員数等の根拠等)
		円	円	
合計				
補助金	額			

注1:補助金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。

注2: 事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書

中に明記する。

①委託先

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

6 添付書類

- 6次産業化プランナーの情報管理に関する書類
 - ① 個人情報の取扱いに関する規程等
 - ② 6次産業化プランナー登録者に提出を求める秘密保持に関する誓約書

番号年月日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

印

6次産業化地域サポート事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、 異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注:「事業費」欄は、総事業費(税込)とします。

番		号
年	月	Н

(事業承認者) 殿

事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 印

平成 年度6次産業化地域サポート事業の事業実施状況報告

6次産業化サポート事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知)別記2第4の1に基づき、別添のとおり報告します。

(注)事業実施計画書(別記様式13の別添)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。

6次産業化地域サポート事業の事業実施状況報告

都道府県名			
(委託先)			
サポートセンター	名		
事業実施年度			
6次産業化プラン	ナー登録数		
6次産業化プラン	ナー派遣数		
F	ΣIII	事業実施前年度	事業実施年度
実施状	况	(平成 年)	(平成 年)
	定量的な目標	_	
総合化事業計画の認 定件数の増加	実績		
	達成率	_	
	定量的な目標	_	
ファンド出資決定数 の増加	実績		
	達成率	_	
0 VL + W / I ° - `	定量的な目標	_	
6 次産業化プラン ナーの派遣を受けた 農林漁業者等の課題 解決率	実績		
所代 学	達成率	_	
都道府県 の点検・評価			